

## ① 個人と法人

出願等をする際に、個人にするか、法人にするか、考える場面があります。

### (1) 特許出願

発明者は個人(自然人)だけとなりますが、出願人(権利者)は発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けることで個人又は法人がなることができます。

### (2) 中小企業を対象とした審査請求料及び特許料(第1～10年分)の減免措置

会社、個人事業主、組合、NPO法人が対象となっており、事業を行っていない個人は対象外です。

### (3) 個人を対象とした審査請求料及び特許料(第1～10年分)の減免措置

生活保護、市町村民税非課税、所得税非課税の場合は対象となります。

### (4) 特許の早期審査

中小企業、個人、大学、公的研究機関などが対象となります。都道府県の出願でも、工業技術センター等の研究機関の発明であれば対象となりますが、そうでない場合は対象外となります。

### (5) 地域団体商標

事業協同組合(農業協同組合など)、商工会、商工会議所、NPO法人などの団体に限られています。市町村や農事組合法人などの団体は対象外です(委員会や協議会など法人でない団体も駄目です)。

### (6) 名義変更(権利移転)

個人の場合、亡くなったときに相続の手続が必要になります。法人の場合、破産すると管財人、清算中は清算人が移転手続をすることになります。

### (7) 移転時の利益相反行為

会社と取締役との間の譲渡や、代表取締役が同じ会社間の譲渡においては、会社が不利益を被る取引と疑われる場合があります。そのため、取締役会、株主総会、理事会、社員総会などで承認された旨(議事録)と、役員を証明する書面(登記事項証明書)を提出することになります。

なお、医療法人や社会福祉法人などは、理事長のみが登記事項なので、他の役員を証明するために役員名簿や定款などの提出が求められます。

### (8) 外国出願補助金

中小企業等が対象となっているので、会社の代表取締役が個人名義で国内出願していた場合は、会社へ名義変更しないと採択されない可能性があります。



## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)